

# 告 示

埼玉県告示第千四百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）セキチュー東松山高坂店

東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業地内  
二十四 一街区

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社セキチュー 代表取締役社長 関口忠

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社セキチュー 代表取締役社長 関口忠

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年六月二十八日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千四百十二平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四七八台

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一七四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五立法メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時四十五分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時（荷さばき施設Ｃ 一）

午前六時から午前六時四十五分（荷さばき施設Ｃ 二）

ト 届出年月日

平成二十二年十月二十七日

二 縦覧期間

平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課